

くまむら 農業委員会だより

《発行によせて》

皆様には、日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本村の農業を取り巻く環境は、耕作者の高齢化、後継者不足が深刻で、獣害等も重なり、遊休農地、荒廃農地の増加が顕著になっております。そのような中、改正農業委員会法の施行により、平成29年7月に球磨村農業委員会も新体制に移行し、間もなく2年が経過しようとしています。

これまで、農地利用状況の確認と利用意向の把握に努め、農地に関する相談を受けながら新規就農の促進や担い手への農地の集積に取り組んで参りました。今後におきましても、更なる農地利用の最適化に向けた活動を積極的に推進することとしております。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は球磨村の農業発展のため、関係機関と連携しながら活動して参りますので、引き続きご支援、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

球磨村農業委員会会長 舟戸 勝也

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

《農業委員》農業者等の推薦・募集の結果により、村長が議会の同意を得て任命します。

《農地利用最適化推進委員》農業者等の推薦・募集の結果により、区域ごとに農業委員会が委嘱します。

農業委員の主な業務内容

- 毎月の総会（定例会）で法令業務を審議し、許可の可否、意見の決定等を行う。
- 農地の利用状況調査を行う。
- 遊休農地の所有者等に利用意向調査を行う。
- 認定農業者等からの農地を借りたい等の申出を受け、貸したい所有者等との調整を行う。・・・等

農地利用最適化推進委員の主な業務内容

- 毎月の総会（定例会）で提案内容について、意見を述べる。
- 担当区域において農地の利用状況調査を行う。
- 遊休農地の所有者等に利用意向調査を行う。
- 認定農業者等からの農地を借りたい等の申出を受け、貸したい所有者等との調整を行う。・・・等

《農業委員》 7名



会長
舟戸 勝也(舟戸)



会長職務代理者
田代 知敏(田代)



委員
内布 敬正(内布)



委員
大無田 恵子(大無田)



委員
大無田 満浩(大久保)



委員
岡 忠康(岡)



委員
永椎 沢雄(上原)

《農地利用最適化推進委員》 6名



委員
今村 洋助(島田)
担当区域: 1 分区



委員
有村 重光(茶屋)
担当区域: 2 分区



委員
横井 和夫(横井)
担当区域: 3 分区



委員
清藤 清美(黄檗)
担当区域: 4 分区



委員
毎床 喜代利(毎床)
担当区域: 5 分区



委員
川口 道男(大瀬)
担当区域: 6 分区

区域	区域の詳細
1 分区	内布、山口、地下、今村、峯、島田
2 分区	水篠、糸原、立野、境目、蔵谷、大槻、小川、舟戸、茶屋、椎屋
3 分区	岡、浦野、板崎、中園、田頭、馬場、蔵谷、坂口、高沢、横井、沢見
4 分区	友尻、宮園、橋詰、野々原、中屋、中津、黄檗、吐合、日隠、中渡、岳本、黒白、柳詰、松舟、田代、池下、淋、向淋、大坂間、告、松本、小谷
5 分区	大無田、大久保、鶴口、千津、松谷、那良、那良口、毎床、俣口、茂田、遠原
6 分区	蒨、和田、堤岩戸、神瀬一区、神瀬二区、木屋角、上原、松野、四蔵、永椎、日当、大岩、簀瀬、伊高瀬、上部、多武除、楮木、川島、大瀬

定例会（総会）及び審議内容

農業委員会の定例会（総会）は、毎月 10 日を基準日として開催しています。

農地の売買（所有権移転）や農地以外の地目への転用、農地の貸し借りについて、事前に申請地の状況や申請人からの聞きとりで申請内容を確認し、定例会で申請に対し適当であるか、7名の農業委員が、6名の農地利用最適化推進委員から意見を聞き、厳正な審議を行っています。平成30年1月から12月まで12回の定例会を開催し、農地の所有権移転（売買）、農地以外への転用、農地の貸し借りの要件など審議しました。

また、利用権設定（農地の貸し借り）については、あっせん等を行い、遊休農地や耕作放棄地を未然に防止し、優良農地の確保と保全につながるよう今後も進めてまいります。

審 議 内 容	件数
農地法第3条関係（所有権移転）	5件
農地法第5条関係（所有権移転・転用）	1件
農業経営基盤強化促進法（利用権設定）	61件
農地等の利用の最適化の推進に関する指針に伴う意見聴取	1件
農地利用集積円滑化団体事業規定変更承認に係る意見決定	1件
非農地証明願	2件



◎平成31年度（2019年度）の申請書締切日・定例会開催予定日は下表のとおりです。

『球磨村農業委員会定例会』開催予定は次のとおりです

開催回	開催予定日	申請締切
第 4 回	2019年 4月10日（水）	3月25日（月）まで
第 5 回	〃 5月10日（金）	4月25日（木）まで
第 6 回	〃 6月10日（月）	5月24日（金）まで
第 7 回	〃 7月10日（水）	6月25日（火）まで
第 8 回	〃 8月 9日（金）	7月25日（木）まで
第 9 回	〃 9月10日（火）	8月23日（金）まで
第 10 回	〃 10月10日（木）	9月25日（水）まで
第 11 回	〃 11月11日（月）	10月25日（金）まで
第 12 回	〃 12月10日（火）	11月25日（月）まで
第 1 回	2020年 1月10日（金）	12月25日（水）まで
第 2 回	〃 2月10日（月）	1月24日（金）まで
第 3 回	〃 3月10日（火）	2月25日（火）まで
第 4 回	〃 4月10日（金）	3月25日（水）まで

（和暦を記載していません。）

※開催日が変更になることもあります。

農地利用最適化推進大会・農地利用最適化推進ブロック別研修

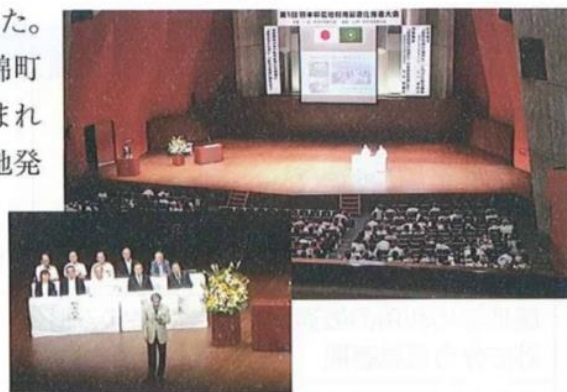
昨年8月29日、熊本市の県立劇場で開催された第1回熊本県農地利用最適化推進大会に参加しました。この大会は、熊本県内全ての農業委員会が新体制に移行し、担い手への農地集積など、農地利用の最適化の実現に向けた全県体制が整ったこの機会に、更なる取り組み強化を図る目的で開催されたものです。

大会参加者は、農業委員、農地利用最適化推進委員、九州農政局、熊本県、農業公社ほか農業関係者など本村からも13名の参加でした。

主催者の森会長挨拶のあと、来賓の九州農政局長、県議会議長が挨拶され、蒲島県知事が自身の農業経歴を紹介されながら15分ほど挨拶(講演)されました。

農業委員会優良活動表彰で個人表彰を受賞された錦町農地利用最適化推進委員からは農地利用集積に取り組まれた活動事例が発表され、記念講演の第10回耕作放棄地発生防止・解消活動で農林水産大臣賞を受賞された長崎県松浦市農業委員会会長の農地利用最適化に向けた取り組みは学ぶところの多いものでした。

最後に大会決議を採択し会は閉じられました。



12月4日には、農地利用最適化ブロック別研修会が八代市のやつしろハーモニーホールで開催され、農地利用の最適化に係る活動事例などを学びました。



阿蘇市農業委員会委員からは、地域を支える担い手法人の設立から取り組みについて、合志市農業委員会会長代理からは、集落の話し合いの活動事例が発表されました。八代地域における農地集積・集約化の取り組みについて農業公社農地集積専門員から述べられ、本村でも今後の業務に生かすべき貴重な研修となりました。

球磨郡市農業委員会協議会研修

農地に関する調査や農業経営、各種農業団体との連絡調整などを行い、郡市農業委員会の活動を促進するため、この協議会が設けられています。

11月26日に多良木町多目的研修センターで研修会が開催されました。

農地の状況や農業者の現状を考え、集落営農組合から広域農場(法人)設立に至った多良木町「たらぎ大地」の法人代表理事組合長と事務局長の講演で、設立経緯、今後の構想が述べられました。本村においても個々での農業経営には厳しい状況もあり、組織化の方策を考えるうえで参考になる研修でした。



人吉球磨地域女性農業委員ネットワーク視察研修に参加しました

郡市農業委員会では、女性ならではの農業・農村における男女共同参画の推進や女性の視点を活かした農業振興、次世代にとって魅力ある農村づくりなどを目指して、資質向上、地域発展のために女性農業委員ネットワークを組織しています。

ネットワークでは、全体会議や新規就農者の激励会、視察研修会、こだわってる農・交流会など年間を通して積極的に活動しています。

9月20日に視察研修に行ってきました。八代市鏡町のアグリビジネスセンターでのくまもと県南フードバレー構想についての研修、坂本町のかずら豆腐作りを体験してきました。



農業者年金受給予定者事前説明会

長い期間、保険料を納めてこられた加入者の皆さんがスムーズに受給の手続きができるように、下球磨（錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村）合同で事前説明会を開催しました。

9月25日の説明会には、受給予定者など26名の参加がありました。

制度の説明と手続きについて熊本県農業協同組合中央会の農業者年金相談員と熊本県農業会議の担当の方が丁寧に説明され、個別の相談会も実施されました。

農業者年金は、老後生活の備えです。老後の暮らしの心配をしないように農業者年金に加入しませんか。本紙10ページに概要を掲載しています。



全国農業新聞を購読しませんか

全国の農業に関する情報がいち早く詳しく掲載されています。希望があれば見本をお送りいたしますので、農業委員会までご連絡ください。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 700円（税込み）

【申込み・お問合せ先】球磨村農業委員会
（電話）32-1115



球磨村認定農業者大会～農業者との意見交換会

球磨村認定農業者大会開催にあわせ、1月10日、石の交流館やまなみにおいて、農業者と農業委員会との意見交換会を開催しました。

熊本県で平成28年度から展開されている「くまもと農業・最適化推進運動」の中で、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための農業振興の実践に向け、幅広く農業者と意見交換しその反映に取り組んでいくこととなっています。

一般社団法人熊本県農業会議の出田首席審議役に「熊本県の農業の姿」と題してご講演いただきました。

意見交換では、農道等の農業基盤整備や担い手問題など球磨村の農業の未来に向けて真剣に話し合いました。今後も関係機関の取り組みとあわせ、農業所得向上、地域社会の活性化につながる農業を推進します。



農地合同巡回確認・意見交換会

担当区域別を実施している農地利用状況調査や農地パトロールでは把握できない村内全体の状況を知るため、12月21日、農業委員、農地利用最適化推進委員全員で巡回しました。

農地の悪条件や担い手がないなどにより遊休農地化しているところが多く存在します。山間地に至っては耕作放棄地が多数存在しているにもかかわらず、先人が残してくれた限りある資源を精一杯に耕作し続けられている農地も存在します。地域によりそれぞれ違いはありますが、委員全員が球磨村全域の農業を考える機会になりました。



農地利用状況調査・利用意向調査

利用状況調査は、毎年8月頃に農地台帳を基に新たに遊休化した農地はないか、これまでの遊休農地が解消されているか（耕作再開）を地図で確認しながら調査します。

利用意向調査は、利用状況調査で把握した遊休農地の所有者等に11月頃、調査票をお送りします。

意向調査では、①農地中間管理機構（熊本県農業公社）を活用したい、②自ら耕作者を探し利用権を設定する、③自分で耕作する等の意向を確認します。農地中間管理機構は基準を満たす場合、借受けに向けて調整を行います。

※遊休農地とは、過去1年以上にわたり耕作されておらず、かつ、引き続き所有者等による耕作が見込まれない農地（1号遊休農地）と、周辺の農地と比較してその利用程度が著しく劣っている農地（2号遊休農地）のことです。



非農地判断（再生利用が困難な農地）

荒廃農地調査を行い、農地が森林のようにになっているなど、農業上の利用が見込まれない状況となっている場合、農業委員会において「農地に該当しない」判断（非農地判断）を行います。（原則、農業振興地域内の農用地を除く。）

非農地判断された農地については、農業委員会から所有者等に非農地通知を送付します。通知を受けられた方は、法務局で地目変更登記をしていただくようお願いします。

※違反転用された農地は、非農地判断の対象にはなりません。

非農地証明

登記地目が農地（田・畑）で、現況が農地以外（山林・原野）の場合、地目を変更できる証明です。ただし、農用地など、証明できない農地もあります。また、果樹以外の樹木を植えたり、土砂を入れたりする場合は、農地法第4条（転用）の許可が必要になります。



農地の所有権移転・転用について

農業委員会の許可が必要です!!

農地は農業の生産基盤であると同時に、水資源のかん養や国土保全など、その多面的機能を有する有益な国土資源であることから、売買や貸借、さらには宅地や山林など他の用途に変更（農地転用）する場合は、他の不動産とは異なり、**農地法の許可が必要**です。

許可申請は、市町村の農業委員会に提出することになっていて、農業委員会は、農地の権利取得者として適格か、農地転用事業の確実性など、法律に基づき様々な観点から審査することになっています。

農地法第3条

・・・所有権の移転を規制する
例) 売買、賃借権の設定、相続等の権利移動

農地法第4条

・・・農地を他用途に変更することを規制する
例) 杉を植えたり、駐車場の造成等

農地法第5条

・・・所有権移転し、他用途に変更することを規制する
例) 売買し、その後太陽光パネルを造成する等

◎第3条の許可申請は？

農地を農地として「売買したい」「贈与したい方」等は、**農地法第3条の許可申請**が必要です。ただし、原則として取得後の農地面積（全経営面積）が、50アール以上となることが必要ですが、球磨村農業委員会では下限面積を、「農用地」については30アール、「農用地以外」では10アールとしています。

※農地法の許可を受けないで行った売買・賃借は法律上効力がないため、所有権移転登記もできなくなります。

◎第4条の許可申請は？

農地所有者等が農地を農地以外（住宅・植林・倉庫等）に転用する場合は、**農地法第4条の許可申請**が必要です。

※農用地区域の農地は原則として転用が認められません。

◎第5条の許可申請は？

農地を農地以外に転用する目的で売買、賃借（一般住宅、資材置場等）をする場合は、**農地法第5条の許可申請**が必要です。

※転用する場合は農用地区域から除外（農業用施設は用途区分の変更）が必要です。
あらかじめ、産業振興課農業係で「農用地」であるかの確認をお願いします。
また、添付書類として「農用地に含まれない旨の証明」も必要となります。

転用とは・・・

農地に道路や建物（住居や倉庫など）を建設したり、植林（スギ、ヒノキ、クヌギなどの果樹以外の木）など、農地以外の用途にすることをいいます。

農地の参考賃借料について

球磨村における昨年平成30年に公告された賃貸借における賃借料です。面積はいずれも10a（1反）当たりの単価です。今後の参考にされてください。

この金額は、あくまで参考ですので、実際の賃借料は、農地の状況にあわせて貸し手と借り手の両方で話し合ってください。

平成30年の賃借料（平成31年度の参考）

☆平成30年（1月から12月まで）に賃貸のあった農地に関する大字ごとの情報

	大字名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	参考データ数
田	渡	17,200	34,300	4,300	52件
	三ヶ浦	9,100	30,900	4,200	13件
	一勝地	27,600	35,500	17,000	3件
	神瀬・大瀬	15,700	21,600	11,600	4件
	球磨村の平均	16,100	30,600	9,300	72件
畑	球磨村の平均	12,500	12,500	12,500	5件

※実際に賃借のあった面積と借賃（現金または物納）を10aあたり（百円単位、四捨五入）で計算しています。
 ※使用賃借権（無償での賃借）は実績賃借料には含まれていません。

遊休農地解消活動で菜の花の種をまきました

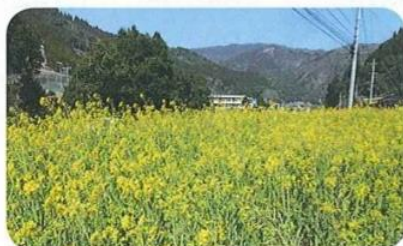
農業委員会では、耕作されていない農地をお借りして（利用権設定）、菜の花の種をまきました。夏頃に草払い耕したあと種をまいた菜の花が、2月頃から咲き誇っていました。



H30.8月



9月



H31.2月



11月



10月

国が支える 安心が大きくなる 担い手積立年金

〔愛称〕

～ しっかり積み立て、がっちりサポート 安心して豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス 農業者年金 が基本です。

① 65歳の農業者の方の平均余命は
男性22年(87歳)、女性27年(92歳)

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

※ 日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

② こんなにかかる老後生活
(現金支出で年額約 286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要となります。

③ 国民年金の支給額(年額 156万円)

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万5千円、夫婦あわせて月額約13万円です。



このように、豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として、厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦お二人で年額約265万円、月額約22万1千円)を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の15年間(平成28年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.77%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金の特徴

☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

〔家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。〕

☆少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注):運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

☆保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

☆税制面で大きな優遇措置があります。

☆支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります

(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

〔つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。〕

☆認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

〔農業の担い手の皆様への特別な支援です。〕

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAが農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金

TEL:03-3502-3199(相談員)

TEL:03-3502-3942(企画調整室)

ホームページアドレス

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索



平成31年度 球磨村農作業標準賃金表

平成31年度の農作業標準賃金について、2月期農業委員会定例会(総会)で次のとおり決定しました。

なお、本票は標準賃金価格ですので参考にされ、農地の条件(地形、地質等)、燃料代等により3割以内の増減で双方で協議してください。また、隣接地の市町村でも異なる場合がありますので、双方で協議してください。

(平成31年2月12日総会決定)

作業区分		単位	単価(円)	備考	
普通人夫賃		1日当り	6,100	1日 8時間(※1) (男女共)	
オペレーター (トラクター)		1日当り	6,700	1日 8時間(※1) 機械は別	
耕運機借上料		1日当り	6,500	燃料は借り手持ち	
耕 運 作 業	春田耕起	耕運機	1日当り	12,980	耕運機持込・オペレーター・燃料込み
		トラクター	10a当り	4,540	機械・オペレーター・燃料込み
	春田耕起 ～ 植代均衡平	耕運機	1日当り	12,980	耕運機持込・オペレーター・燃料込み
		トラクター	10a当り	9,190	機械・オペレーター・燃料込み
	荒代	耕運機	10a当り	4,330	耕運機持込・オペレーター・燃料込み
		トラクター	10a当り	2,920	機械・オペレーター・燃料込み
	植代	耕運機	10a当り	4,330	耕運機持込・オペレーター・燃料込み
		トラクター	10a当り	4,120	機械・オペレーター・燃料込み
	荒代～植代	トラクター	10a当り	7,040	機械・オペレーター・燃料込み
	畑耕運	トラクター	10a当り	4,840	機械・オペレーター・燃料込み
田植(機械)		10a当り	5,950	機械・オペレーター・燃料込み	
畦ぬり作業		1m当り	40	機械・オペレーター・燃料込み	
樹園地等の下刈		1日当り	7,500	機械・オペレーター・燃料込み	
稲刈り	バインダー	10a当り	7,040	バインダーについては、ひも込み ※オペレーター込み ※倒伏の場合は1割～3割増以内で 双方協議	
	コンバイン	10a当り	12,980		
麦刈り	コンバイン	10a当り	10,820		
脱穀	稲(かけ干し)	1袋当り	270	コンバイン 1袋(30kg)当り	
	麦	1袋当り	540	コンバイン 1袋(30kg)当り	
乾燥	もみ	生	1袋当り	コンバイン 1袋(30kg)当り	
		かけ干し	1袋当り	コンバイン 1袋(30kg)当り	

(※消費税込価格、ただし、平成31年3月時点の税率8%です)

※1＝普通人夫賃、オペレーターの労働時間は、8時間となります。

農業機械は使用前に 必ず点検を行い事故防止に努めましょう！

農地の手続き、農地の賃借情報、農作業標準賃金、農業者年金についてのお問合せは、**球磨村農業委員会(電話 0966-32-1115)**までお願いします。